　ＮＨＫ歳末たすけあい募金特別配分実施要領

（趣　旨）

１ 　この要領は、長野県共同募金会（以下「本会」という。）が、日本放送協会、中央共同募金会、ＮＨＫ厚生文化事業団が平成３０年１２月１日(土)～２５日（火）を募金運動期間として実施する、平成３０年度（第６８回）「NHK歳末たすけあい」の募金を財源として、支援を必要とする子どもや障害者(児)への特別配分を行うために必要な事項を定めるものとする。

（配分対象施設・団体及び事業、配分額）

２　　配分の対象となる施設・団体、事業、配分額は次表の①から⑥とし、①～⑤までの物品整備事業については消費税を含むものとする。

なお、⑥の事業については別途定める実施要項によるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象施設・団体 | 対象事業 | 配分限度額 | 備考 |
| ①地域活動支援センター | 就労または訓練等の日中活動において利用者が使用する物品の整備 | １施設（団体）  １０万円 | 非営利の民間福祉団体（地方公共団体からの指定管理または受託含む）の運営施設 |
| ②児童発達支援事業施設（放課後等デイサービス） |
| ③障害者グループホーム・  ケアホーム | 入居者が共用する物品の整備 | NPO法人の運営施設 |
| ④自立援助ホーム | ― |
| ⑤子ども食堂運営団体 | 調理または学習支援に使用する器材の整備 | 食材は対象外 |
| ⑥児童養護施設 | 普通自動車免許取得支援 |  |  |

（対象外事業、物品）

３　次に掲げる事業は配分の対象としない。

（１） 事務用としての複写機、パソコン、プリンター等の物品整備事業

（２）　既存施設・設備及び物品の修理・修繕事業

（３）　原則として１万円未満の物品、消耗品（ただし、申請物品の附属品類はこの限りでない）

（申請）

４　 施設を運営する団体については２施設まで申請できるものとする。配分申請書は別途｢様式１～３｣により、必要書類を添付し、通知に定める期日までに本会宛て１部提出する。

（配分金の決定、交付）

５　運動期間終了後すみやかに配分額を決定し、平成３１年１月下旬に配分金を交付する。

（配分金の交付条件）

６　 次に掲げる条件を付して配分金を交付するものとする。

（１）　本会からの配分決定通知を受領する前に事業を実施しないこと。

（２）　平成３１年３月末日までに事業を完了（配分金の支出）すること。

（３）　配分事業を変更又は中止しようとするときは、事前に本会の確認を得ること。

（４）　配分事業に係る取得物品の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、配分事業完了の翌年度の期首から起算するとし、この間の処分を禁止する。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会の承認を得なければならない。

（５）　会計の手続きに関係法令等の定めがある団体は、規定されている手続きに基づき適切な経理事務を行うこと。なお、上記に該当しない団体は、配分金の管理及び使途についての帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておくこと。

（６）　次の方法により寄付者への周知を行うこと。

　ア　取得物品に、本会指定のステッカーを貼付すること。

　イ　ホームページ、機関誌類ならびに保護者通信などに、取得した物品等を「NHK歳末たすけあい募金」で購入したことを明記すること。

（７）　本会からの指示により、関係者等への礼状発信を行うこと。

（事業の実施）

７　　事業の実施については、本会からの配分決定通知受領後、直ちに行うものとする。

（事業の報告）

８　　事業完了後、７日以内に別紙様式４（配分決定通知に同封）を提出する。

（配分金の返還）

９　　本要領に違背した場合は、配分金の返還を求めることとする。